第一章　総則

（趣旨）

第一条　この政令は、漁港水面施設運営権及び漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　登録記録　漁港水面施設運営権及び漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の登録について、一の漁港水面施設運営権ごとに第九条の規定により作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。

二　登録事項　この政令の規定により登録記録として登録すべき事項をいう。

三　登録名義人　登録記録に漁港水面施設運営権又は漁港水面施設運営権を目的とする抵当権をいう。以下同じ。）について権利者として記録されている者をいう。

四　登録権利者　登録をすることにより、登録上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。

五　登録義務者　登録をすることにより、登録上、直接に不利益を受ける登録名義人をいい、間接に不利益を受ける登録名義人を除く。

六　変更の登録　登録事項に変更があった場合に当該登録事項を変更する登録をいう。

七　更正の登録　登録事項に錯誤又は遺漏があった場合に当該登録事項を訂正する登録をいう。

（管轄）

第三条　第一条の登録は、農林水産大臣が行う。

（権利の順位）

第四条　同一の漁港水面施設運営権について登録した権利の順位は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録の前後による。

２　付記登録（既にされた登録について変更する登録であって、当該既にされた登録を変更し、若しくは更正し、又は漁港水面施設運営権を目的とする抵当権にあってはこれを移転し、若しくはこれを目的とする権利の設定等（設定、移転、変更、消滅又は処分の制限をいう。第五十八条第一号において同じ。）をするもので当該既にされた登録と一体のものとして公示する必要があるものをいう。以下この項及び第二十九条において同じ。）の順位は主登録（付記登録の対象となる既にされた登録をいう。以下この項において同じ。）の順位により、同一の主登録に係る付記登録の順位はその前後による。

（登録がないことを主張することができない第三者）

第五条　詐欺又は強迫によって登録の申請を妨げた第三者は、その登録がないことを主張することができない。

２　他人のために登録を申請する義務を負う第三者は、その登録がないことを主張することができない。ただし、その登録の登録原因（登録の原因となる事実又は法律行為をいう。以下同じ。）が自己の登録の登録原因の後に生じたときは、この限りでない。

第二章　漁港水面施設運営権登録簿等

（漁港水面施設運営権登録簿）

第六条　漁港水面施設運営権登録簿（以下「登録簿」という。）は、農林水産省に備える。

（登録簿の調製）

第七条　登録簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製する。

（登録）

第八条　登録は、登録簿に登録事項を記録することによって行う。

（登録記録の作成）

第九条　登録記録は、表題部及び権利部に区分して作成する。

（登録記録の滅失と回復）

第十条　農林水産大臣は、登録記録の全部又は一部が滅失したときは、当該登録記録の回復に必要な処分をすることができる。

（農林水産省令への委任）

第十一条　この章に定めるもののほか、登録簿及び登録記録の記録方法その他の登録の事務に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第三章　登録手続

第一節　通則

（当事者の申請又は嘱託による登録）

第十二条　登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

２　第五条及びこの章（この条、第十六条、第二十二条第一項並びに第二項第一号、第三号から第六号まで及び第八号、第二十九条、第三十条、第三十四条、第三十七条、第三十九条から第四十一条まで、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第四十九条、第五十条第二項、第五十三条、第五十四条、第五十九条、第六十一条、第六十五条並びに第六十六条を除く。）の規定は、官庁又は公署の嘱託による登録の手続について準用する。

（申請の手続）

第十三条　登録を申請する者（以下「申請人」という。）は、漁港水面施設運営権を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登録の目的その他の登録の申請に必要な事項として農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（受付）

第十四条　農林水産大臣は、前条の規定により申請書を受け取ったときは、農林水産省令で定めるところにより、当該申請書に係る登録の申請の受付をしなければならない。

２　同一の漁港水面施設運営権に関し二以上の申請がされた場合において、その前後が明らかでないときは、これらの申請は、同時にされたものとみなす。

３　農林水産大臣は、申請の受付をしたときは、当該申請に受付番号を付さなければならない。この場合において、同一の漁港水面施設運営権に関し同時に二以上の申請がされたとき（前項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。）は、同一の受付番号を付するものとする。

（登録の順序）

第十五条　農林水産大臣は、同一の漁港水面施設運営権に関し登録の申請が二以上あったときは、これらの登録を受付番号の順序に従ってしなければならない。

（登録済証の交付）

第十六条　農林水産大臣は、その登録をすることによって申請人自らが登録名義人となる場合において、当該登録を完了したときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該申請人に対し、当該登録に係る登録済証を交付しなければならない。

２　農林水産大臣は、職権又は嘱託による登録を完了したときは、当該登録に係る登録済証を登録権利者（当該登録をすることによって登録名義人となる者に限る。）に交付しなければならない。